

# 群馬県立渋川女子高等学校 部活動方針

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

運動部 12 部（特例部 3）、学芸部 15 部を設け、それぞれ顧問教師 2 名以上、生徒に部長 1 名、副部長 1 名以上を置く。

#### 【運動部】

バレーボール部、バスケット部、山岳部、ソフトテニス部、陸上競技部、卓球部、  
バドミントン部、ダンス部、弓道部、バトン部、サッカー部、空手道部 12  
（特例部）スキー、水泳部、少林寺拳法部 3

#### 【学芸部】

文芸部、自然科学部、コーラス部、ギターマンドリン部、美術部、演劇部、放送部、  
食物部、茶華道部、吹奏楽部、JRC 部、書道部、イラスト部、競技かるた部、写真部 15

### (2) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- ・週 1 日以上（できれば 2 日以上）の休養日を設定する。ただし、大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。
- ・各部活動ごとに活動計画を作成し、事前に部員および保護者に周知すること。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

#### ③ 活動時間

- ・合理的かつ効果的・効率的な活動を行い、平日では原則として 2 時間程度で練習を終える。
- ・学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、原則として 3 時間程度で練習を終える。

#### ④ 朝練習

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。  
ただし、朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

活動時間 7:30～8:30

### 3 経費

- (1) 活動に当たる経費の一部を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に学校および部員と保護者に会計報告をする。監査は教頭及び保護者代表が行う。

### 4 部活動への入部・退部

#### (1) 入部について

担任から入部届を受け取り、事前に必要事項を記入し、保護者の承諾印をもらった上、部編成時に指定された教室等で入部届（上半分）を顧問に提出する。入部が認められた後、担任に入部届（下半分）を提出する。

#### (2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、担任から退部届を受け取り、保護者承諾の上、承諾印をもらい、部活動顧問（上半分）と担任（下半分）にそれぞれ提出する。

### 5 参加する大会等の精選

高等学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を顧問の判断により精選する。

### 6 部活動運営

#### (1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

#### (2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、生徒指導部（生徒会係）、体育科および複数の部活動顧問からなる校内委員会と、保護者や地域の関係者等で組織する学校評議員会をこれにあてる。

なお、委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう。

◎部活動検討委員会（校内委員会）は、校長、教頭、事務長、生徒指導主事、生徒会係の部活動担当、体育科、学芸部顧問代表1名で構成する。

## 7 その他

- (1) 顧問は、各月末までに翌月の部活動計画を作成し、生徒および保護者に周知する。
- (2) 顧問は、各月の部活動実績報告書を校長に提出する。
- (3) この活動方針は、平成30年5月1日より適用する。
- (4) 令和元年5月1日一部改正
- (5) 令和2年7月1日一部改正